

施設整備にあたっての助成制度（令和2年3月現在）

区は、事業者が保育所施設を整備・運営する際の経済的負担を緩和するため、次に掲げる補助金等により、保育施設の整備費用等の一部を補助します。

こちらに記載されている内容は、令和2年3月現在のものになります。
今後、国及び都の補助内容に連動して、変更を行う予定ですので、ご承知おき
ください。

1 補助金

(1) 自己所有物件による整備の場合

整備費補助（本体工事）・土地借料補助

世田谷区保育所整備補助金 2

(2) 賃貸物件による整備の場合

整備費補助（内装改修）

世田谷区認可保育所設置促進・サービス向上支援事業補助金 4

(3) 賃料補助

世田谷区事業者提案による認可保育所設置に係る土地等賃料補助金 6

2 貸付金 9

1 補助金

(1) 自己所有物件による整備の場合

整備費補助(本体工事)・土地借料補助

世田谷区保育所整備補助金

1 補助の対象事業

自己所有物件にて新たに保育所を整備する事業 事業者の主体は問いません。

2 補助の対象経費

施設整備に必要な工事費又は工事請負費/工事事務費(上限額:本体工事費の2.6%) / 実施設計に要する費用 / 開設準備費に必要な費用 / 新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料(敷金を除き礼金を含む)

次の経費は補助の対象となりません。

土地の買収、整地に関する費用 / 既存建物の買収費用 / 職員の宿舎に要する費用 / その他、区長が整備費として適当と認めない費用

3 補助額

次の 補助対象経費と 補助基準額を比較し、いずれか少ない額に補助率3/4を乗じた額の範囲内の額

補助対象経費 上記2に掲げる経費の合計額

補助基準額 下記の合計額に3/2を乗じた額

対象経費	詳細
本体工事費	定員数に応じた別表の額(1)
特殊附帯工事費(2)	定額10,560千円
設計料加算	(本体工事費+特殊附帯工事費)×5%(千円未満切捨)
開設準備費加算	定員数に応じた別表の額(3)×増加定員
土地借料加算(4)	定額31,000千円
定期借地権設定のための一時金加算(5)	国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額×1/2×2/3(千円未満切捨)

1、3 別表 (単位:千円)

定員(人)	本体工事費(1)	開設準備費加算(3)
~20	76,700	36
21~30	80,400	27
31~40	93,400	22
41~70	106,600	19
71~100	138,400	15
101~130	166,500	13
131~160	192,800	12
161~190	219,000	11
191~220	243,400	11
221~250	269,600	11
251~	299,600	11

2 「特殊附帯工事」は、建物に固定して一体的に整備する資源有効活用整備(水の循環・再利用の整備、生ごみ等処理の整備、ソーラーの整備、その他環境保全のための整備であって必要と認められるもの)で、その整備にかかる工事費又は工事請負費が対象となります。

4 「土地借料加算」は、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算します。

5 「定期借地権設定のための一時金加算」は、定期借地権契約による土地の確保に必要な権利金や前払地代などの一時金を支払う場合に加算します。

算出例（定員 80 人・特殊附帯工事実施・補助率 3 / 4 の場合）

補助対象経費（各経費は想定額です）

	金額（千円）
工事費（特殊附帯工事含む）	200,000
工事事務費	$200,000 \times 2.6\% = 5,200$
実施設計に要する費用	10,000
開設準備に必要な費用	10,000
土地賃借料	年額 8,000 × 20 年間分前払い = 160,000
合 計	385,200

補助基準額（定期借地権設定のための一時金加算における評価額は想定額です）

	金額（千円）
本体工事費	138,400
特殊附帯工事	10,560
設計料加算	$(138,400 + 10,560) \times 5\% = 7,448$
開設準備費加算	$15 \times 80 \text{人} = 1,200$
土地借料加算	31,000
定期借地権設定のための一時金加算	相続税における評価額 $180,000 \times 1/2 \times 2/3 = 60,000$
合 計	248,608
補助基準額	$248,608 \times 3/2 = 372,912$

選定額

と を比較して が低いため、372,912 千円から補助額を算出。

補助額

選定額 372,912 千円 × 3 / 4 = 279,684 千円 の範囲内の額（千円未満切捨）

4 手続きと交付の時期（予定）

（令和 3 年 4 月開園の例）

- 令和 2 年 4 月 【国】補助協議（協議に含まなかった経費は補助の対象になりません）
 6 月上旬 【国】補助内示
 （補助内示後、実施設計契約・工事請負契約・土地賃貸借契約締結可）
 【区】交付申請・交付決定・請求（賃料前払充当額は、先行交付可）
- 令和 3 年 2 ~ 3 月 竣工後、残額交付
 6 月以降 【区】実績報告

【参考】令和 2 年度補助協議及び内示予定は次のとおりです。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 令和 2 年 4 月協議 | 令和 2 年 6 月上旬内示 |
| 令和 2 年 6 月協議 | 令和 2 年 8 月上旬内示 |
| 令和 2 年 8 月協議 | 令和 2 年 10 月上旬内示 |
| 令和 2 年 10 月協議 | 令和 2 年 12 月上旬内示 |

補助内示前に締結した実施設計契約・工事請負契約・土地賃貸借契約は、補助対象外となります。

5 その他

東京都が「令和 2 年度待機児童解消区市町村支援事業補助要綱」を制定した場合、区要綱の補助率等を改正する場合があります。

(2) 賃貸物件による整備の場合

整備費補助(内装改修)

世田谷区認可保育所設置促進・サービス向上支援事業補助金

1 補助の対象事業

賃借する施設を用いた認可保育所を整備する事業 事業者の主体は問いません。

(世田谷区保育所整備補助金の対象となる事業を除く)

補助対象は単年度事業のみとなります。工事請負契約、実施設計契約、設計監理業務委託契約について、契約行為から履行完了が2ヵ年度にわたるものは、補助対象になりません。

2 補助の対象経費

改修費等(工事費/需要費/役務費/開設準備費)

工事費:設計料(基本設計に係るものを除く)を含む改修工事費等に限りませす。

開設準備費:保育施設の開設準備に必要な費用(工事費の対象とならない備品類の購入費、職員研修の実施に要する費用等)

次の経費は補助の対象となりません。

土地の買収、整地に関する費用/職員の宿舎に要する費用/外構工事に要する費用/その他、区長が整備費として適当と認めない費用

3 補助額

次の 補助対象経費と 補助基準額を比較し、いずれか少ない額に補助率3/4を乗じた額の範囲内の額

補助対象経費 上記2に掲げる経費の合計額

補助基準額 下記の額

定員(人)	補助基準額(千円)
~ 20	115,050
21 ~ 30	120,600
31 ~ 40	140,100
41 ~ 70	159,900
71 ~ 100	207,600
101 ~ 130	249,750
131 ~ 160	289,200
161 ~ 190	328,500
191 ~ 220	365,100
221 ~ 250	404,400
251 ~	449,400

算出例(定員80人・補助率3/4の場合)

補助対象経費: 80,000千円(工事費75,000千円+開設準備費5,000千円)
補助基準額 : 207,600千円(上記参照)

補助対象経費の方が少ないため、補助対象経費により算出する。

補助額: 80,000千円 × 3/4 = 60,000千円の範囲内の額
(千円未満の端数は事業者負担)

4 手続きと交付の時期（予定）

（令和3年4月開園の例）

令和2年7～10月	【国】協議（協議に含まなかった経費は補助の対象になりません）
令和3年 2～3月	【区】交付申請・交付決定・請求 （請求後 補助金交付）
6月	【区】実績報告

5 その他

東京都が「令和2年度待機児童解消区市町村支援事業補助要綱」を制定した場合、区要綱の補助率等を改正する場合があります。

(3) 賃料補助(開園前)

世田谷区事業者提案による認可保育所設置に係る土地等賃料補助金

1 補助の対象事業

認可保育所整備・運営事業者募集要項(提案型)による整備・運営事業者として決定を受けた事業者が、世田谷区内の民間の所有する土地又は建物(以下「土地等」という)を賃借し、当該土地等を用いて、保育所を整備する事業

補助金に類する他の助成等の交付を受けている者による事業は除く
(定期借地権設定のための一時金加算を利用する場合、本補助金は対象外)
事業者の主体は問いません。

2 補助の対象経費

開園日の属する月の前14箇月間における賃料

(保証金、敷金、礼金、共益費など、その他賃料の性質を有しないものは除く)

次の賃料等は補助対象となりません。

地域の水準に照らして適正な額を超える賃料等

整備・運営事業者とする旨の決定を受けた日より前の期間の賃料等

開園日の属する月より15箇月以上前の期間の賃料等

事業用定期借地権設定契約又は建物賃貸借契約の当事者が利益相反関係にある場合の当該契約に基づき支払われる賃料等

事業用定期借地権設定契約又は建物賃貸借契約の契約期間が20年未満(総定員が45人未満の園にあっては10年未満)である場合の当該契約に基づき支払う賃料等

その他、区長が補助対象経費とする賃料等として適当でないとしたもの。

3 補助額

補助基準額と実際の補助対象賃料を比べていずれか少ない額

定員45人以上の場合

補助基準額 定員×10㎡×14,000円(年額)

例) 定員80人、賃料1,250,000円/月、

賃貸借契約日 令和元年8月1日、開園予定 令和2年4月の場合

補助基準額：80人×10㎡×14,000円×8/12か月=7,466,666円(小数第一位以下切捨)
実際の賃料：1,250,000円×8か月=10,000,000円
実際の賃料 > 補助基準額 のため、補助基準額である**7,466,666円**の補助

定員45人未満の場合

補助基準額 定員×8㎡×47,200円(年額)

例) 定員40人、賃料1,250,000円/月、

賃貸借契約日 令和元年8月1日、開園予定 令和2年4月の場合

補助基準額：40人×8㎡×47,200円×8/12か月=10,069,333円(小数第一位以下切捨)
実際の賃料：1,250,000円×8か月=10,000,000円
実際の賃料 < 補助基準額 のため、実際の賃料である**10,000,000円**の補助

4 補助金の交付

補助金は、補助対象経費となる賃料のうち、原則として当該年度分に相当する賃料であって、当該年度中に支払われた賃料に対し、交付します。

5 手続きと交付の時期（予定）

（令和3年4月開園の例）

令和2年10月頃 【都】協議

令和3年 3月 【区】交付申請・交付決定・請求（請求後20日以内 補助金交付）

6月 【区】実績報告

6 その他

東京都が「令和2年度賃貸物件による保育所の開設準備経費補助要綱」を制定した場合、別要綱により、補助をすることを予定しています。

（参考）

賃料補助（開園後） 世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱による助成

1 補助の対象経費

開園後20年間の賃料

2 補助額

世田谷区事業者提案による認可保育所設置及び運営に係る土地等賃料補助金に準じた額とします。

本園 定員45人以上の場合

補助基準額 定員×10㎡×14,000円（年額）

本園 定員45人未満の場合

補助基準額 定員×8㎡×47,200円（年額）

分園の場合

補助基準額 定員×8㎡×47,200円（年額）

開設年度の翌年度（上記補助額が ー の場合は開設年度）以降は定員に応じ以下の控除額を控除します。

【本園】

定員区分	控除額（年額）
20人～ 30人	2,406,000円
31人～ 44人	2,789,000円
45人～ 59人	3,024,000円
60人～ 89人	3,528,000円
90人～ 119人	5,112,000円
120人～ 149人	6,456,000円
150人～ 179人	8,376,000円
180人～	9,744,000円

【分園】

定員区分	控除額（年額）
20人～ 30人	2,141,000円
31人～ 44人	2,403,000円

<例 賃料年額15,000,000円 本園 定員80人の場合 >
開園後12箇月目まで

補助基準額 11,200,000円 (80人 × 10㎡ × 14,000円)	補助対象外 3,800,000円 (15,000,000円 - 11,200,000円)
補助額 11,200,000円	事業者負担 3,800,000円

開園後13箇月目以降

補助基準額 11,200,000円 (80人 × 10㎡ × 14,000円)	補助対象外 3,800,000円 (15,000,000円 - 11,200,000円)
	控除額 3,528,000円
補助額 7,672,000円	事業者負担 7,328,000円

3 その他

- (1) 建物質料については別途補助制度を適用することがあります。
- (2) 定期借地権設定のための一時金加算を適用した期間については対象外となります。

2 貸付金

区は、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」等に基づき、必要に応じて保育施設の整備費用の貸付を行います。ただし、原則として、新園舎に抵当権を設定するため、建物を借りて整備する場合は、貸付を行うことができません。

1 根拠

- (1) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
- (2) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則
世田谷区のホームページ（例規類集）で参照・ダウンロードすることができます。

2 貸付対象事業者

社会福祉法人

3 概要

- (1) 貸付限度額 2億円
- (2) 貸付期間 据置1年間を含め以下の定める期間

貸付金額	貸付期間
2,000,000円以内	6年以内
2,000,000円を超え、5,000,000円以内	11年以内
5,000,000円を超え、10,000,000円以内	16年以内
10,000,000円を超えるもの	21年以内

- (3) 貸付利率 0.7%
- (4) 貸付期日 令和3年3月（予定）
- (5) 償還方法 年賦均等償還 繰上償還可
- (6) 契約書 金銭消費貸借契約書
- (7) 連帯保証人 1人以上必要
他の貸付金の保証人となっていないこと等の諸条件があります。
また、連帯保証人名義の所有財産証明書を添付していただきます。
- (8) 担保 新園舎に抵当権等を設定します。
- (9) 返済方法 区から送付される納入通知書でお支払いいただきます。

4 その他

- (1) 貸付を希望する場合は、10月下旬までに協議書を区へ提出していただきます。実際に貸付を行うのは、3月以降になります。
- (2) 法人への貸付金額は、法人の資金計画及び区予算の状況に応じて決定します。
- (3) 区は、貸付担保として新園舎に抵当権を設定します。抵当権設定契約証書を取り交し、登記後に登記事項証明書を提出していただきます。
- (4) 火災や地震等で抵当権の担保が取れない場合に備え、区は、法人が加入している保険に質権を設定します。
- (5) 法人が福祉医療機構の貸付を受ける場合、区は抵当権・質権ともに順位を2位で設定します。
- (6) 福祉医療機構から貸付を受ける場合は、以下の点に注意してください。
 - ・福祉医療機構が法人からの貸付申請を受理したとする受理票の交付後に工事施工業者との契約を行い、着工となります。また、貸付申込時に区からの意見書が必要です。竣工が遅れることがないように、日程をよく検討してください。
 - ・利子を補填する制度があります。制度の利用を希望される場合は、福祉医療機構もしくは東京都福祉保健財団へ直接お問い合わせください。